

五島市自転車活用推進計画

令和3年3月

【 目 次 】

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 総論 | |
| (1) 計画策定の趣旨 | 1 |
| (2) 計画期間 | 1 |
| (3) 計画の位置づけ | 2 |
| 2. 現状及び課題、計画の目標 | |
| (1) 五島市における自転車を巡る現状と課題 | 3 |
| ① 市内環境 | |
| ② 健康増進 | |
| ③ 観光地域づくり | |
| ④ 安全・安心 | |
| (2) 計画の目標 | 12 |
| 3. 自転車の活用の推進に関する施策 | |
| (1) 自転車の活用の推進に関する施策と方向性 | 13 |
| (2) その他の取り組み | 14 |
| ① 健康増進に関する取組方針 | |
| ② 保険などの加入を促進させる取組方針 | |
| 4. 計画の進め方 | |
| (1) 計画の推進体制 | 15 |
| (2) 計画の見直し | 15 |
| 別添 01：目標別の施策の具体的な取り組み | 16 |
| 別添 02：五島市自転車活用推進協議会規約 | 18 |
| 下五島地域サイクリングルート　コース図 | 19 |

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

平成 29 年 5 月 21 日に「自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号。以下「法」という。）」が施行されました。

この法律は、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資することなどを基本理念としています。また、地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画の策定を求めています。

本計画は、市民の健康増進、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行等を通じた観光地域づくりを促進し、自転車を活用した地域の活性化を図ることを目的としています。本計画の策定にあたり、国が作成した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き（案）

（平成 30 年 8 月版）」を参考に、国の「自転車活用推進計画（平成 30 年 3 月策定）」及び「長崎県自転車活用推進計画（平成 31 年 3 月策定）」を勘案しつつ、五島市の現状と課題、地域特性や地域資源を活かした目標や施策の方向性を示しています。

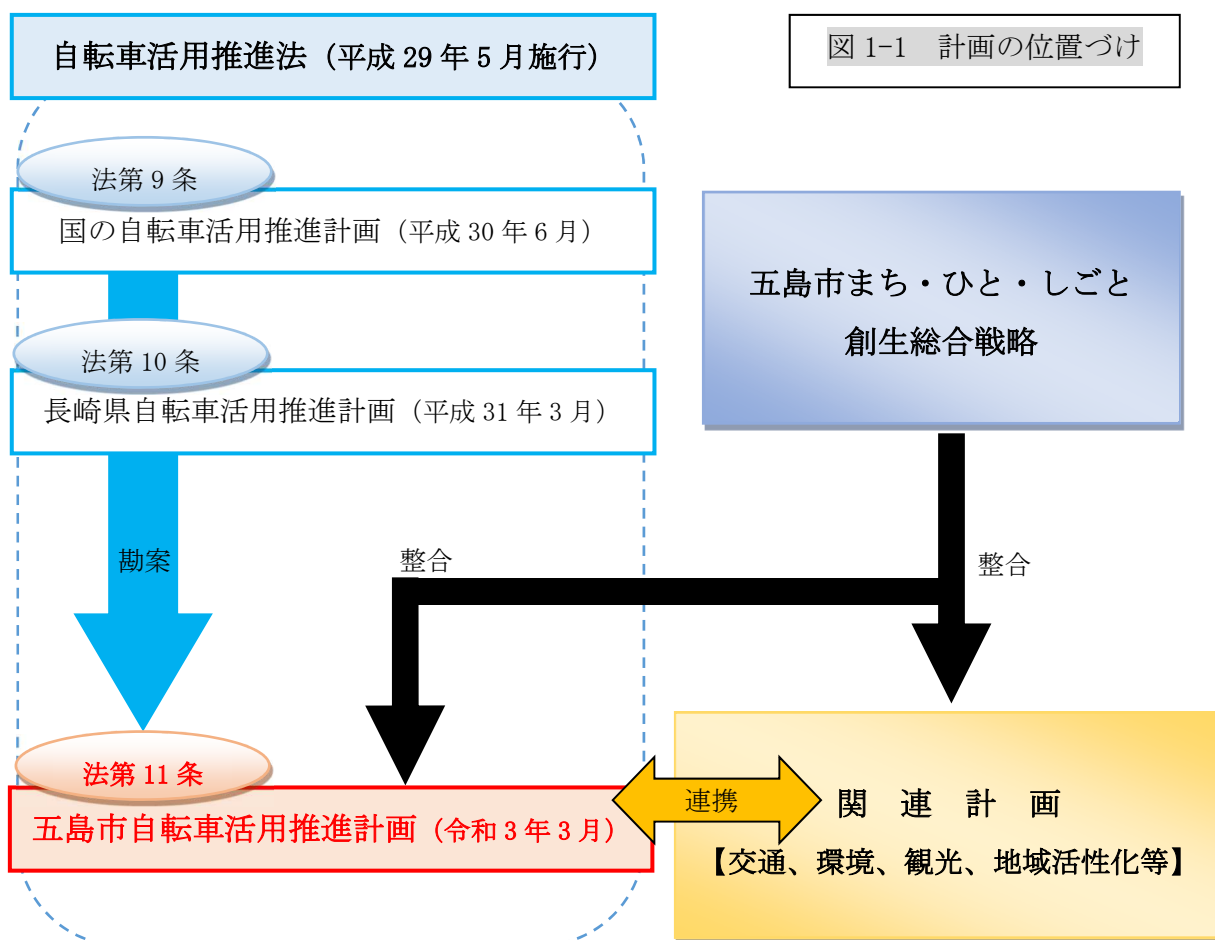
(2) 計画期間

本計画の計画期間は、五島市の最上位計画である「五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間との整合を図り、令和 3 年度から令和 6 年度までとします。なお、取り組みにおける検証結果や、社会情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを検討します。

(3) 計画の位置付け

本計画は、自転車の活用を総合的、計画的に推進するため、自転車活用推進法第11条に基づいて定めるものであり、国及び長崎県の自転車活用推進計画を勘案しつつ、「五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に整合した下部計画として位置づけます。

また、計画策定及び施策の実施にあたっては、交通、環境、健康、観光、地域活性化等の各分野における関連計画と整合し、連携することとしています。



【参考】自転車活用推進法 第三章 自転車活用推進計画等
(市町村自転車活用推進計画)

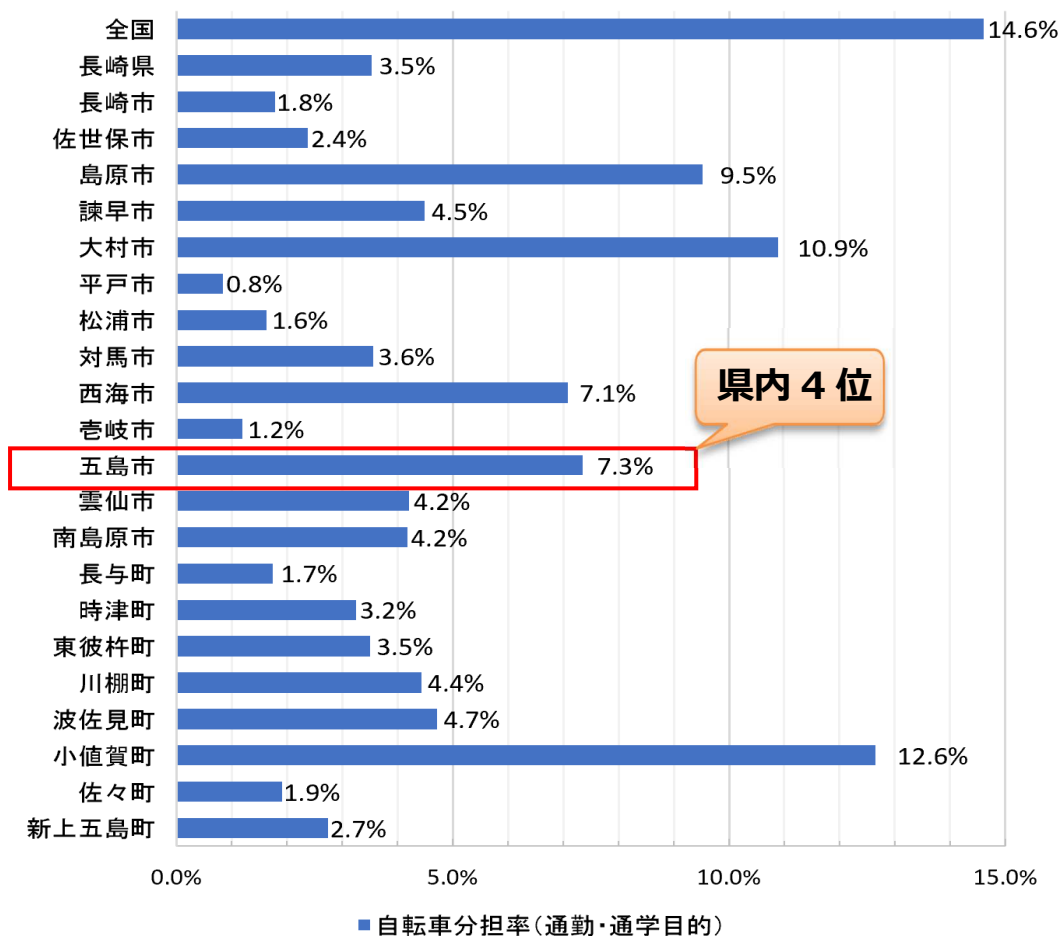
第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

2. 現状及び課題、計画の目標

(1) 五島市における自転車を巡る現状と課題

市民の交通手段は、自家用車、路線バス及びタクシーなどに限られ、自転車は、中学生、高校生の通学や近場の買い物などに利用されるのみで、まだまだ普及していない状況にあります。



参考：長崎県自転車活用推進計画（平成31年3月策定）

出典：平成22年国勢調査より作成

図2-1 市町別の自転車の分担率（通勤・通学目的）（注1）

（注1）通学・通勤における自転車分担率＝自転車利用者数／全交通手段の人口

自転車利用者数（平成22年国勢調査）：通勤・通学時に「自転車のみ」または「自転車と鉄道・電車」を選択する15歳以上の就業者・通学者数

全交通手段の人口（平成22年国勢調査）：15歳以上の就業者・通学者数

※ 通勤・通学目的においては、五島市の自転車分担率は7.3%（県内第4位）であり自転車の需要が高いといえる。

一方で、観光協会等は、市内の5地区において、観光客の観光地巡りの交通手段を補完することを目的に、電動アシスト自転車等のレンタルサイクルを導入しています。電動アシスト自転車は、地形的なハンディへの対応や、高齢者及び女性などにも対応できることから、今後の普及が期待されます。

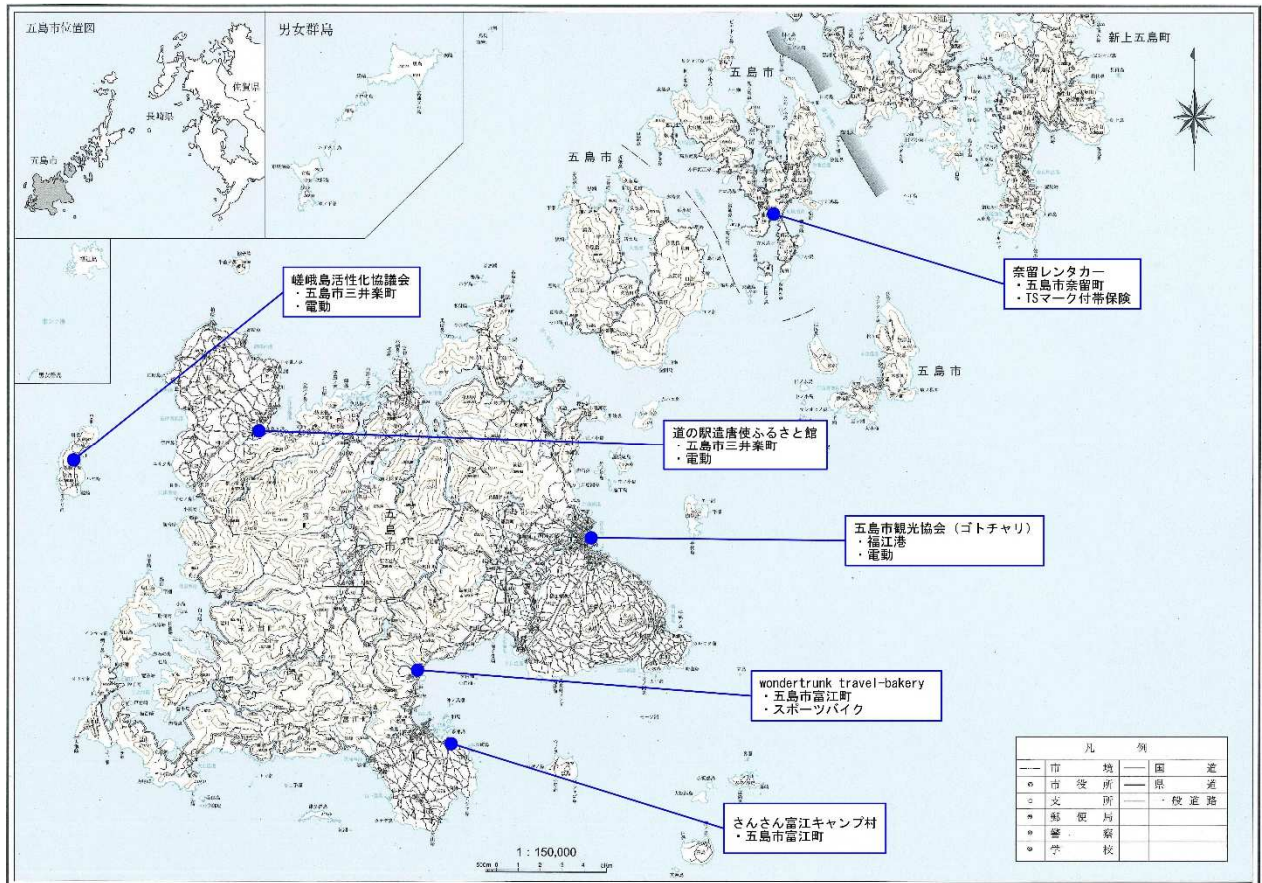


図 2-2 レンタサイクルの導入状況

また、毎年6月に、交流人口の拡大と観光振興による地域活性化の取り組みとして、風光明媚な海岸線など特色ある地域資源を活かした「五島長崎国際トライアスロン大会（通称：バラモンキング）」が開催されています。国内外からの多くの選手やその応援者の来島はもとより、趣味や健康増進としてのサイクリングを目的とするスポーツタイプの自転車の普及への貢献も期待されます。

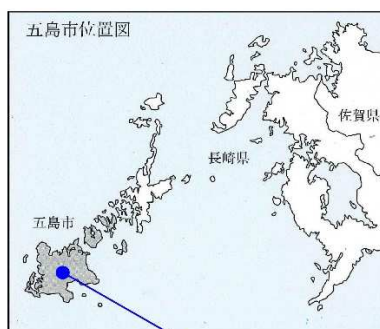


図 2-3 市内のサイクルイベントの開催状況

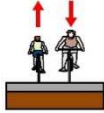

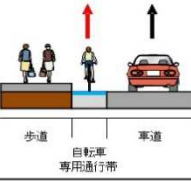

以下に、①市内環境、②健康増進、③観光地域づくり、④安全・安心の視点から、五島市の現状と課題を示します。

① 市内環境

前述 (2- (1)) のとおり、自転車は、五島市において、まだまだ普及していない状況にあります。自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが必要であるものの、歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備は皆無で、長崎県内においても、その整備延長は平成 29 年度末時点で約 1.4km に留まっています。

また、自転車通行空間を計画的に整備する「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 28 年 7 月 19 日道路局長・交通局長通知)」に基づく「自転車ネットワーク計画」を策定している長崎県内の市町はなく、今後、五島市において策定する必要があります。

ただし、自転車利用は地域差があり、地形や学校・公共施設・商業施設・居住地区を結ぶ路線を考慮するとともに、路上駐車が合った場合は自転車の通行を阻害する要因となるため、駐停車禁止などの検討や違反駐車の取締りが課題になります。

| | 自転車専用道路 | 自転車道 | 自転車専用通行帯 | 車道混在 |
|--------------------------|---|---|--|---|
| 整備形態 | 専ら自転車の一般交通の用に供するため、独立して設けられているもの | 道路の部分として設けられるもので、車道・歩道から物理的に分離 | 道路標識または道路標示による交通規制がかかっている | 路肩・停車帯のカラー化や、車線上の矢羽根（やばね）の路面標示等 |
| 写真 は 全国 の 事例 |  |  歩道 自転車道 車道 路肩 |  歩道 自転車専用通行帯 車道 |  歩道 車道混在 車道 |
| 道路法 | 第48条の13第1項 | — | — | — |
| 道路交通法 | — | (一方通行の場合、 第8条第1項) | 第20条第2項 | — |
| 全国 | 30 km | 150 km | 430 km | 1,120 km |
| 長崎県 | 0 km | 1.4 km | 0 km | 0 km |
| 五島市 | 0 km | 0 km | 0 km | 0 km |

参考：長崎県自転車活用推進計画（平成31年3月策定）

出典：長崎県道路維持課調べ

図2-4 歩行者と分離された自転車通行空間の整備状況

※ 上表の延長は道路法の規定による道路であり、その他に県内では道路交通法で規制された自転車専用通行帯0.1 kmが整備されている。

② 健康増進

運動不足や過食、偏った食生活、過度の飲酒、喫煙、さまざまなストレスなどの生活習慣が発症・進行に深く関わっていると考えられる「がん」「高血圧症」「脂質異常症」「虚血性心疾患」「脳血管疾患」「糖尿病」などの生活習慣病の増加が大きな問題となっています。

生活習慣病の発症・重症化を予防し、これからの少子高齢化社会を健康で活力あるものにするには、健康寿命の延伸を目指して、個人が生活習慣の改善（一次予防）と病気の早期発見・早期治療（二次予防）

に併せて取り組み、社会生活機能の維持向上を図る一方で、適切な情報提供や保健指導の体制整備、健康のための資源へのアクセス改善、さらに社会参加の機会を増やすなど個人をとりまく環境を改善して行くことが大切です。

このような中、自転車は、有酸素運動として健康増進に寄与するという見解もあり、国においては、自転車活用による健康増進や医療費に与える影響などに関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医学的効果に関する調査・研究を進める^(注2)とされています。このことから、五島市では、市民が生涯にわたりスポーツ活動に親しみ、継続的な健康づくりや体力向上を目指せるよう、生涯スポーツの機会を創出するとともに、普及・啓発に向けた情報発信などに努めることとしています。^(注3)

(注2) 自転車活用推進計画（平成30年6月）より

(注3) 五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略Ⅲ-1-3（2020～2024）より

③ 観光地域づくり

近年、旅行ニーズの多様化に伴い、観光スタイルは個人の価値観やニーズに応じたテーマ性の強い「体験・交流型」の旅行へシフトされており、自然環境、歴史文化等を体感するエコツーリズム、スポーツや健康をテーマに旅を楽しむスポーツツーリズム、ヘルスツーリズムなど、新たなスタイルへの変化が顕著に見られます。

全国的には、スポーツタイプの自転車（ロードバイク等）でサイクリングを楽しむ方が増加傾向ではありますが、本格的なロード型のサイクルスポーツは走ること自体が目的化されるため、必ずしも回遊型の観光に連動しないと考えられています。電動アシスト自転車等のレンタルサイクルは、「着地型観光」を支える回遊性に適した二次交通手段として、多くの観光資源や住民との交流に接する機会を増やすものと期待されます。

また、サイクルイベントが県内各地で開催され、五島市では、「五島長崎国際トライアスロン大会（通称：バラモンキング）」が毎年開催されています。これを継続することで集客や交流人口の拡大、情報発信力の強化などの地域の活性化へと展開できているため、これからも長崎

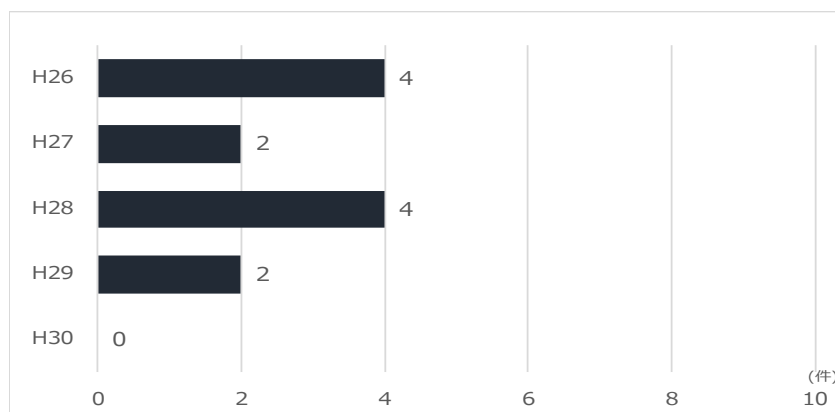
県、関連団体、及び地域と連携したより良い受け入れ体制のしくみづくりに取り組むこととしています。(注4)

このように、自転車を活用した観光地域づくりや、サイクルツーリズムは有望視されているものの、受入環境や走行環境が必ずしも十分整っていないなど、サイクリング環境の整備が課題になっています。各地域の観光資源を巡るモデルルートづくりをはじめ、案内表示等の整備など、地域と一体となって、ソフト・ハード両面による受入体制の整備が必要になります。

(注4) 五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略Ⅱ-3-3 (2020～2024) より

④ 安全・安心

五島市において、平成30年度の自転車関連事故件数は0件でしたが、これまで以上に、自転車安全利用五則(注5)を活用し自転車の通行ルール等を周知するとともに、長崎県、五島警察署、及び観光協会など関連団体と連携して自転車安全教育を推進し、引き続き、自転車に関連する事故件数ゼロを目指さなければなりません。



出典：自転車事故調査結果 (H26～H30)

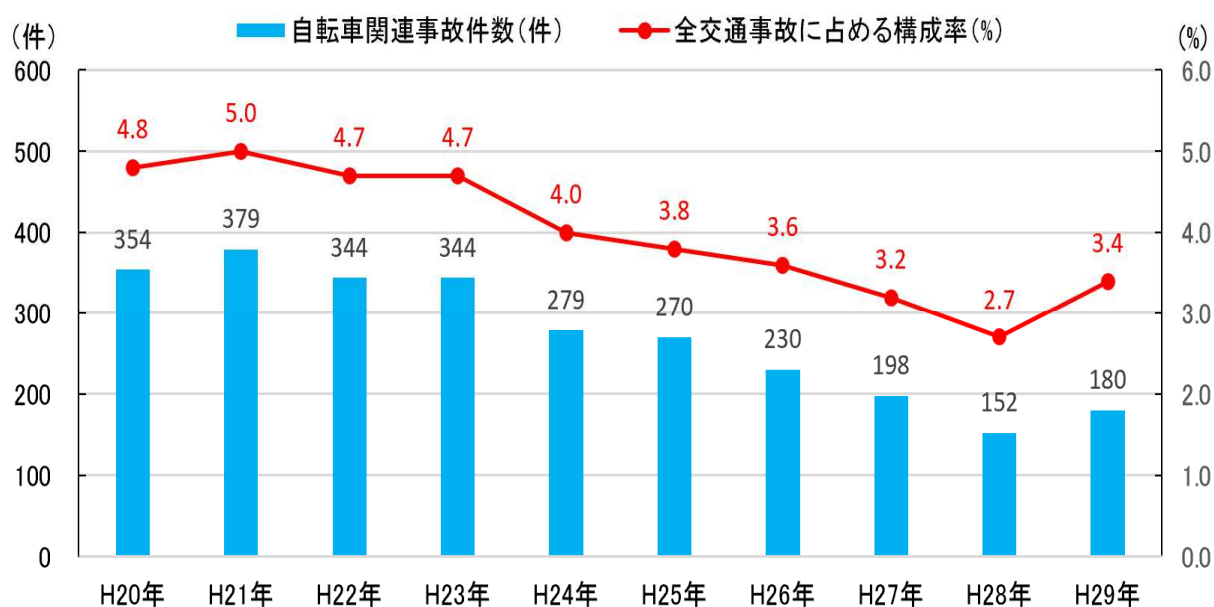
図 2-5 五島市の自転車関連事故件数推移 (H26～H30)

(注5) 自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
5. 子どもはヘルメットを着用

長崎県においては、平成 29 年の件数は 180 件で、平成 20 年の 354 件に比べ約半数となり、全交通事故のうち自転車関連事故件数の構成率は 3%と低く、全国で最も低い状況にあります。自転車の乗用中の死傷者のうち、自転車側に法令違反が認められた割合は約 3 割で、自転車利用者の安全意識の醸成が課題となっています。

また、自転車の安全利用を図るためには、引き続き、安全教育を推進し、自転車利用者へ交通ルールを周知することが重要であるとともに、交通安全教室などで自転車購入後に定期的な点検整備の徹底を目的に、自転車安全整備士^(注 6)制度やTSマークなどに関する広報を行うとしていることから、五島市においても連携しながら取り組んでまいります。

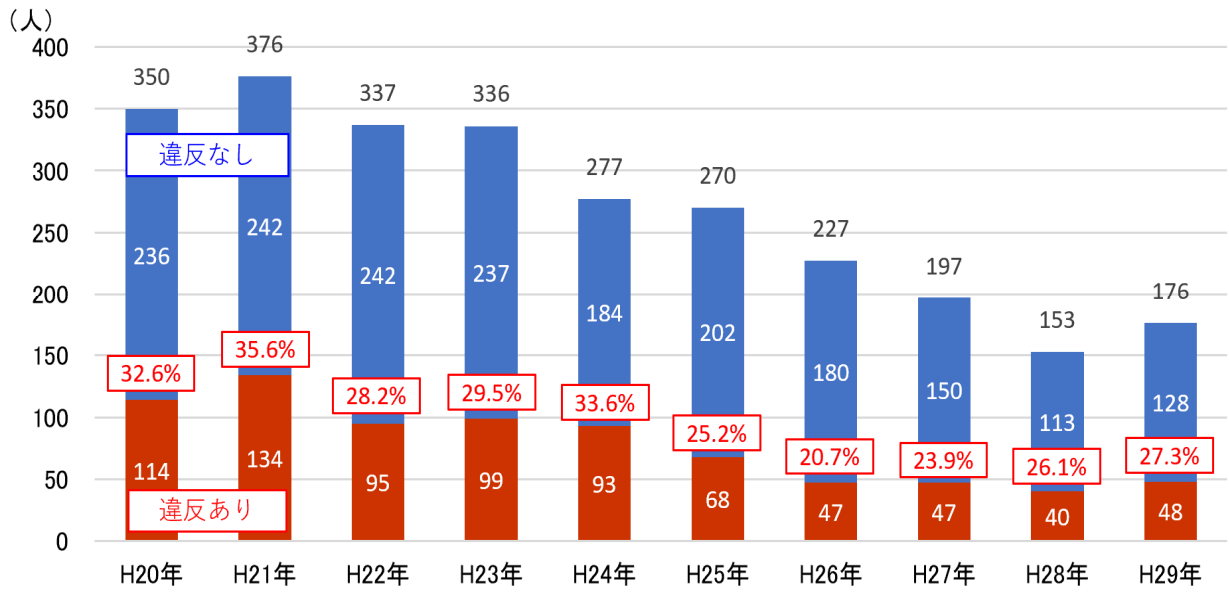


参考：長崎県自転車活用推進計画（平成 31 年 3 月策定）

出典：長崎県警察資料

図 2-6 自転車関連事故件数と全交通事故に占める構成率の推移

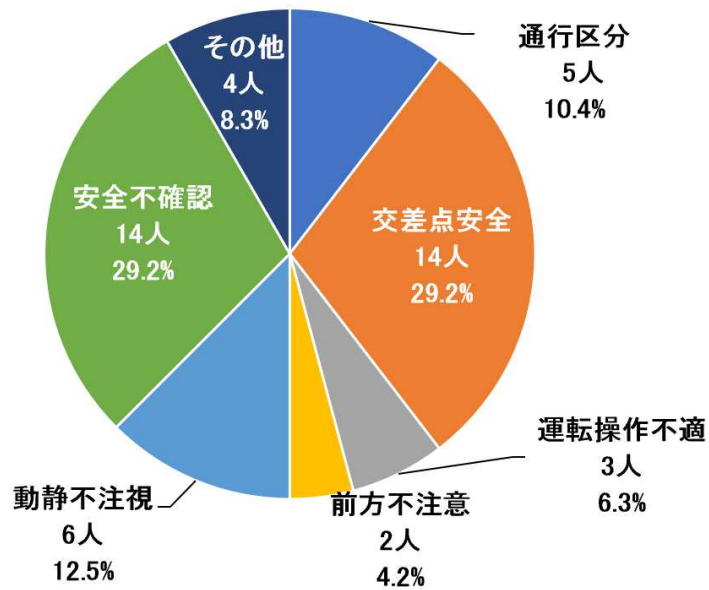
(注 6) 公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する検定に合格した者で、自転車の点検整備と正しい乗り方等の安全指導について、専門的な知識と技能を有している。



参考：長崎県自転車活用推進計画（平成 31 年 3 月策定）

出典：長崎県警察資料より


図 2-7 自転車乗用中死傷者の法令違反状況の推移（平成 20～29 年）



参考：長崎県自転車活用推進計画（平成 31 年 3 月策定）

出典：長崎県警察資料より

図 2-8 自転車乗用中死傷者の法令違反の内訳（平成 29 年）

| TSマーク | |
|-------|--|
| マーク |  |
| 貼付 | 自転車安全整備店での点検時 |
| 説明 | <p>道路交通法等に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した安全な普通自転車の目印で、同協会に自転車安全整備店として登録された自転車店の自転車安全整備士により、点検・整備を受けたことを示すマーク。TSマークには青色マークと赤色マークの二種類があり、傷害保険や賠償責任保険等が付いている。</p> |

赤色マーク

< 傷害保険 >
 ○入院15日以上(一律)10万円
 ○死亡・重度後遺障害(1~4級)(一律)100万円

< 賠償責任保険 >
 ○死亡・重度後遺障害(1~7級)(限度額)1億円

< 被害者見舞金 >
 ○入院15日以上(一律)10万円

青色マーク

< 傷害保険 >
 ○入院15日以上(一律)1万円
 ○死亡・重度後遺障害(1~4級)(一律)30万円

< 賠償責任保険 >
 ○死亡・重度後遺障害(1~7級)(限度額)1,000万円

※ 自転車安全整備店：TSマークを取り扱うことができる自転車店のことで、自転車安全整備士が勤務している。

参考：長崎県自転車活用推進計画（平成31年3月策定）

出典：自転車の活用推進に向けた有識者会議（第1回資料）より作成

図 2-9 TSマーク

(2) 計画の目標

本計画では、観光地域づくり、健康増進、安全・安心に関する現状と課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する3つの目標を定めます。

目標1 自転車を快適に利用できる良好な市内環境の形成

- 市域内（居住域内）の移動手段として、徒歩や自転車等の交通を中心としたまちづくりを推進し、良好な市内環境の形成を図ります。また、徒歩と同様に、自転車を基礎的な移動手段と捉え、自転車利用が見込まれる地域等において安全で快適な自転車利用環境を計画的に創出するとともに、自転車利用を促進します。

目標2 サイクルツーリズムによる健康増進、観光振興と地域活性化

- 自転車の活用により運動不足を解消し、健康増進に取り組みます。また、自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行や、サイクルイベントの開催等を通じた観光地域づくりを促進し、自転車を活用した地域の活性化を図ります。

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

- 歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあっている安全で安心な交通環境を創出するとともに、自転車の点検整備を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指します。このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図ります。

3. 自転車の活用の推進に関する施策

(1) 自転車の活用の推進に関する施策と方向性

設定した3つの目標の達成に向けて、自転車の活用の推進に関する施策を次のように定めます。

また、施策の具体的な取り組みについて、**別添01**に定めます。

目標1 自転車を快適に利用できる良好な市内環境の形成

➤ 施策1 自転車通行空間の計画的な整備推進

「五島市自転車活用推進計画」をもとに、歩行者、自転車及び自動車が適切に通行できるように自転車通行空間の計画的な整備を促進します。

➤ 施策2 違法駐車取り締りの推進による自転車通行空間の確保

自転車通行空間上の違法駐車取り締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進します。

➤ 施策3 まちづくりと連携した総合的な取り組みの実施

市地域内（居住地域内）において歩行者・自転車での移動を推進し、生活道路における通過交通の抑制など自転車通行空間の整備についての総合的な取り組みを実施します。

目標2 サイクルツーリズムによる健康増進、観光振興と地域活性化

➤ 施策4 自転車の活用による健康増進

運動不足解消の手段の一つとして、自転車の活用を推進します。

➤ 施策5 サイクルイベント開催における取り組み

長崎県及び関係自治体などのサイクルイベント実施主体と連携して、市内における新たなサイクルイベントの開催や五島長崎国際トライアスロン大会（通称：バラモンキング）の継続に向け取り組

みます。

➤ **施策6 地域の魅力を活かしたサイクルツーリズムの推進**

官民が連携した走行環境の整備の促進や、サイクリストの受入環境の整備等により、サイクルツーリズムを推進します。

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

➤ **施策7 自転車の安全利用の促進**

市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進します。

➤ **施策8 学校における交通安全教育の推進**

自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進します。

(2) その他の取り組み

① **健康増進に関する取組方針**

国においては、自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医学的効果に関する調査・研究を進めるとされていることから、今後、このような国の調査・研究結果等を注視し、明確な科学的根拠に基づいた情報発信・広報啓発などの展開について検討します。

② **保険などの加入を促進させる取組方針**

自転車乗用者の事故では、被害者となるものだけでなく、加害者となり歩行者等に対して損害責任を負うケースがあることから、広報啓発等による損害賠償責任保険などへの加入促進を図ります。

4. 計画の進め方

(1) 計画の推進体制

本計画に定めた目標を達成するためには、五島市の関係部署、関連団体がそれぞれ役割を担い、連携して施策の推進を図る必要があります。

本計画に関連する施策は多岐にわたることから、進捗を把握するための五島市の関係部署及びその他関連団体による「五島市自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、推進状況を共有するとともに、協議会規約（別添02）に定める事業を行います。

(2) 計画の見直し

計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、その他の取り組みにおける検証結果や、社会情勢の変化等を踏まえて、計画の見直しを行います。

また、国、長崎県の自転車活用推進計画において改定がなされた場合には、改定内容と本計画の記載内容との整合性を確認した上で、必要に応じて計画の見直しを検討します。

別添 01

| 目標 1 自転車を利用できる良好な市内環境の形成 | | |
|--|---|-------------------------|
| 施策 | 具体的な取り組み | 担当課 |
| 施策 1 自転車通行空間の 計画的な整備推進 | ① 自転車活用推進計画策定 自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順等を記載した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を参考に、国、長崎県の自転車活用推進計画を勘案した「五島市自転車活用推進計画」を策定する。 | 建設課 関係部署 |
| | ② ガイドラインに基づく自転車通行空間の整備推進 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を参考に、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保に努める。 | 建設課 学校教育課 五島警察署 |
| | ③ 道路標識・道路標示の適切な設置・運用 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示の適切な設置や運用に努める。 | 建設課 五島警察署 |
| 施策 2 違法駐車取り締り の推進による自転車 通行空間の確保 | ① 車両の駐停車禁止等の検討 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、駐停車禁止の規制の実施を検討する。 | 建設課 五島警察署 |
| | ② 違法駐車取り締りの積極的な推進 悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取り締りを行い、違法駐車についての取り締りを積極的に推進する。 | 五島警察署 |
| 施策 3 まちづくりと連携 した総合的な取り 組みの実施 | ① まちづくりと連携した自転車施策の推進 市が策定する自転車活用推進計画に自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等を位置付けるに当たっては、コンパクトシティ形成の取り組みやまちづくりと連携した自転車通行空間の整備を検討する。 | 建設課 政策企画課 |
| | ② 生活道路における交通安全対策の実施 道路管理者と長崎県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や、狭さくの設定等、ハードとソフト両面から交通安全対策を検討する。 | 建設課 学校教育課 五島警察署 |
| 目標 2 サイクルツーリズムによる健康増進、観光振興と地域活性化 | | |
| 施策 | 具体的な取り組み | 担当課 |
| 施策 4 自転車の活用による 健康増進 | ① 運動不足解消への自転車の活用の推進 有酸素運動として健康増進に寄与する見解の周知を行い。運動不足解消の手段の一つとして自転車の活用を推進する。 | スポーツ振興課 国保健康政策課 |
| 施策 5 サイクルイベント 開催における周知 | ① サイクルイベント開催の推進支援 市内で開催されるサイクルイベントに関して、国内外の開催事例の収集等を行い留意事項等の情報の周知を行う。 | スポーツ振興課 観光物産課 |
| 施策 6 地域の魅力を活か したサイクルツー リズムの推進 | ① サイクリング環境の整備 世界遺産の構成資産や各地域の観光資源を巡るモデルルートを設定し、レンタサイクル利用の観光客等に対する走行環境整備、サイクリストに対する受入環境整備、地域の魅力づくりと情報発信について検討し、サイクリング環境の整備に取り組む。 | 建設課 スポーツ振興課 観光物産課 |

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

| 施策 | 具体的な取り組み | 担当課 |
|---|--|--------------------------------|
| <p>施策7 自転車の安全利用の促進</p> | <p>① 交通安全意識向上を図るための広報啓発 交通安全県民運動において、自転車の安全利用の促進に努める。</p> | <p>五島警察署</p> |
| | <p>② ヘルメット着用の促進に向けた広報啓発 交通事故の被害を軽減するため、市内の関係機関が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。</p> | <p>五島警察署</p> |
| | <p>③ 自転車運転者講習制度の着実な運用 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。</p> | <p>五島警察署</p> |
| | <p>④ 高齢者向けの交通安全指導の実施 高齢者の自転車事故を防止するため、交通安全指導を実施する。</p> | <p>五島警察署</p> |
| | <p>⑤ 自転車通行空間の整備に合わせた通行ルールの広報啓発 自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。</p> | <p>建設課 五島警察署</p> |
| | <p>⑥ 地域交通安全活動推進委員等による指導啓発活動の推進 市、地域交通安全活動推進委員、その他関係機関において、違反行為を防止するため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取り締りを行う。</p> | <p>五島警察署</p> |
| <p>施策8 学校における交通安全教育の推進</p> | <p>① 学校における交通安全教育の推進 学校保健安全法27条に基づいて策定する学校安全計画において、年間に指導する交通安全に関する内容を位置付けて実践する。</p> | <p>学校教育課</p> |
| | <p>② 交通安全教室の開催 小学校、中学校、高等学校等の学校において、発達段階に応じた交通安全教育が実施されるよう、交通安全教室等を開催するとともに自転車を安全に利用できるよう自転車の点検整備について指導し、交通安全の意識を推進していく。</p> | <p>五島警察署</p> |
| | <p>③ 通学路周辺の安全点検の実施 教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を実施する。 安全点検の実施結果を踏まえて、交通安全の確保に必要な対策を実施する。</p> | <p>学校教育課 五島警察署 建設課</p> |
| <p>施策9 自転車通行空間の計画的な整備推進【施策1の再掲】</p> | <p>① 五島市自転車活用推進計画の策定 自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順等を記載した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き」を参考に自転車活用推進計画書の策定を行う。</p> | <p>建設課</p> |
| | <p>② 自転車通行空間の整備推進 教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保に努める。</p> | <p>建設課 五島警察署</p> |
| | <p>③ 道路標識・道路標示・信号機の適切な設置・運用【施策1-④の再掲】 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。</p> | <p>建設課 五島警察署</p> |

別添 02

五島市自転車活用推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、五島市自転車活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 近年、自転車は買物や通勤・通学などの用途だけではなく、趣味やサイクリング、健康増進を目的とする使用用途の増加がみられるなど、自転車の利用形態は多様化している。

そのため、協議会において五島市内にサイクリングルートを設定し、走行環境や受け入れ環境の整備、沿線の魅力の情報発信を実施していくことで、自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行や、サイクルイベントの開催等を通じた観光地域づくりを促進し、自転車利用者にとって、安全・安心な道づくり、自転車を活用した地域の活性化並びに健康増進を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前述の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サイクリングルートの設定に関すること。
- (2) サイクリングルートの走行環境整備に関すること。
- (3) サイクリストの受入れ環境整備に関すること。
- (4) サイクリングルート及び沿線の魅力づくり、振興に関すること。
- (5) サイクリングに係る情報発信に関すること。
- (6) 上記に係る実施計画の策定及び推進に関すること。
- (7) その他、サイクルツーリズム推進に必要と認められること。

(組織)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって組織する。

会長職は五島市副市長が就くこととし、副会長は五島市建設管理部長が就くこととする。事務局は五島市建設管理部建設課に置くこととする。

(会議の運営)

第5条 会長は協議会を代表し、会議を統括する。副会長は会長を補佐するとともに、会長不在の場合は会議を総括する。

- 2 会議は必要に応じ、会長が招集する。
- 3 委員はやむをえない理由がある場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要であると認められるときは、委員の追加ならびに関係機関をオブザーバーとして出席させることができる。

(規約の改正)

第6条 本規約に変更の必要が生じたときには、協議会の会議において検討の上、変更するものとする。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議を別に定める。

附 則

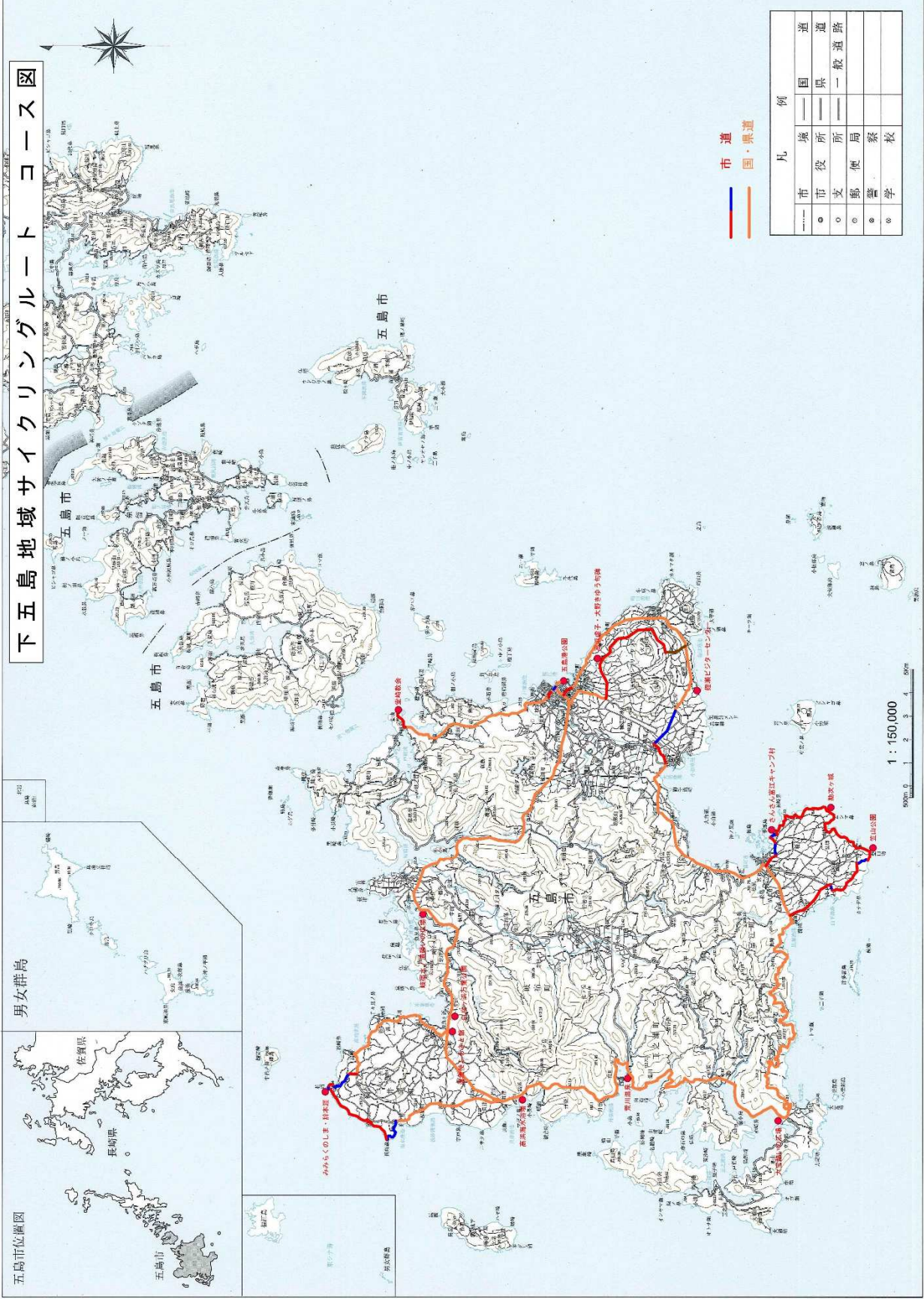
本規約は、令和3年4月1日から施行する。

下五島地域サイクリングルートコース図

五島市位置図



男女群島



市道
国・県道

| 凡例 | |
|-----|------|
| 市 | 市 道 |
| 市役所 | 国 道 |
| 支 | 県 道 |
| 郵便局 | 一般道路 |
| 警察 | |
| 学 | |